(仮称)まちなか交流プラザ特産品等出品事業者募集要項

1. 募集目的

地域振興・地域経済の活性化のため建設される(仮称)まちなか交流プラザは、レストラン・農産物直売所・その他物販などの施設を有しています。

当施設は、ただの物売り場ではなく、士別の魅力と可能性をお客様に対して発信してゆく拠点であり、士別ファンを増やすために生産者やお客様の意見、想いを直接聞く拠点にしていきたいと考えています。

特産品等の物販コーナー(=アンテナショップ)では、地域ブランド商品等の開発・育成を図るため、地域事業者の商品の情報発信・販売ができるよう本出品要項を定めます。

2. (仮称)まちなか交流プラザ施設概要

- (1) 所 在 地 士別市大通 5 丁目 440 番地 23
- (2) 規 模 全体の敷地面積 4,006.90 m²
- (3) 駐車場 大型車 11 台、乗用車 24 台
- (4) 延床面積 632.66 m² (木造平屋建て)
- (5) 施設内容 地域食材飲食・特産品販売・農産物販売の各コーナー等
- (6) 設置者 まちづくり士別株式会社
- (7) 営業種目 特産品販売

3. 出品要領

- (1) 出品物については以下の要項により申込みの上、「まちづくり士別㈱」が審査した商品とする。
- (2) 商品の展示方法については「まちづくり士別㈱」と協議のうえ決定する。
- (3) 商品の配置場所については「まちづくり士別㈱」に一任する。
- (4) 商品は、委託販売もしくは買取販売とします。
- (5) 出品商品の品質管理(賞味期限等)については、出品者の責任とする。但し、「まちづくり士別㈱」は、品質管理・品質表示等について十分注意するよう、出品業者と連携をとる。

4. 出品条件

- (1) 法人又は個人事業者による出品であること。
- (2) 原則として士別市内及びその圏域に主たる事業所がある事業者による出品であること。(「まちづくり士別㈱」の事業運営上必要がある場合はこの限りではありません。)
- (3) 本市において生産・加工・収穫などが行われたものなど、本市の地場産業の振興や魅力発信、イメージアップにつながるものであること。なお、当施設では本市友好都市や近隣市町村の特産品についても取り扱うものとします。
- (4) 商品の納品については「まちづくり士別㈱」の要請期限に応じられること。

5. 支払いについて

(1) 支払いは、毎月末締めとし、翌月末までに出品者の指定する口座に振り込みします。なお、振込日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に振込みます。

6. その他

- (1) 商品の配送につきましては原則として事業者負担といたします。
- (2) 施設において開催されるイベント等及びその他運営等においては積極的にご協力ください。

7. 申込方法

(1) 申込受付期間

令和2年9月30日まで。

出品を希望する事業者の方は、次の書類を下記宛に郵送・ファクシミリまたは 持参により提出してください。

- ①特産品等出品事業者登録申込書(様式第1号)
- ②特産品等出品明細書(様式第2号) ※商品数が多い場合コピーしご記入ください。
- ※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 申込み、問い合せ先

まちづくり士別株式会社

〒095-0022 士別市西 2条 5丁目 士別商工会館内

TEL 0165-29-2225

FAX 0165-23-4555

Mail info@machi-shibetsu.com

8. 出品者の選考方法

- (1) 提出された書類により審査の上決定します。
- (2) 選考にあたっては、申込者からヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合があります。

9. 出品許可の通知

- (1) 随時ご連絡させていただきます。
- (2) 選考結果の審査等に関する問い合わせについては、一切応じられませんのでご 了承ください。
- (3) 令和3年4月より委託契約により商品を取り扱うこととしますが、当社の通信 販売事業により販売する場合にはご協力をお願いいたします。